

[事案 2022-94] 障害保険金支払等請求

・令和6年3月6日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、障害保険金が支払われなかったことを不服として、障害保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年1月に被保険者が死亡したが、平成22年の時点で重度肝硬変に罹患していたため、平成13年12月に契約した終身保険の障害保障特約にもとづき障害保険金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、障害保険金を支払い、平成22年8月以降の保険料の払込みを免除してほしい。

- (1)被保険者は、平成30年1月に肝硬変による食道静脈瘤破裂で死亡した。
- (2)被保険者は、平成22年の時点で既に重度肝硬変の末期状態であり、医師から完治は難しいと告げられており、約款上の「肝臓の機能の障害」に該当していた。
- (3)募集人は、被保険者と自分に対し、本契約の申込みを勧め、肝硬変と診断されたら給付金が支払われ、保険料も免除されると説明した。
- (4)保険会社の担当者は自分に対し、「お宅は運が悪かったからもらえなかった」と発言した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約に付加された障害保障特約は、被保険者が特約の保険期間中に死亡し又は所定の身体障害の状態になった場合に、特約死亡保険金又は特約障害保険金を支払うものである。「肝臓の機能の障害」を理由として特約障害保険金の支払対象となるためには、約款所定の条件を充たさなければならないが、平成25年に提出された障害証明書（診断書）によれば、所定の条件を充たしていない。
- (2)本契約に付加された保険料払込免除特約は、主たる保険契約の被保険者が特定の疾病により所定の状態に該当したとき又は障害若しくは疾病により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込みを免除するものであるが、被保険者の状態は所定の条件を充たしていない。
- (3)当社は、被保険者が入院していた病院から資料を取り寄せ、第1回入院時以降の検査の結果を確認したが、被保険者の状態は、約款所定の支払事由および保険料払込免除事由に該当しなかった。
- (4)平成25年に当社は、被保険者と被保険者の母に対し、口頭および書面で、約款所定の支払事由および保険料払込免除事由に該当しないことを説明したが、その際は両名から苦情申し出はなく、その後も約5年間一切の苦情申し出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、障害保険金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。